

返戻金制度について【返戻金制度に関する事項】

株式会社エスティエスの紹介による紹介手数料受領後、返戻金が発生する場合は以下に定めるものとする。

紹介手数料発生後、入社した応募者（以下「就職者」とする）が、本人の事由（自己都合退職・就業規則で規定する懲戒免職等）による契約解除の場合は、下記返戻金規定に定めるところに従い紹介手数料を返還いたします。

但し、就職者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、就職者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社エスティエスの免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではない。

返戻金規程

応募者（就職者）が1ヶ月以内に退職した場合は、当該紹介手数料の50%を返戻金とします。

応募者（就職者）が3ヶ月以内に退職した場合は、当該紹介手数料の30%を返戻金とします。

以上

株式会社エスティエス

愛知県名古屋市中川区吉津5丁目823番地
許可番号 23-ユ-301932